

参考 県出資団体等の現状と課題

1 県出資団体等の現状

(1) 県出資団体の概要

① 指導対象法人数

平成21年7月1日現在における県内の出資団体は、55団体※あり、その内訳は、財団、社団の公益法人33団体、個別法に基づく特殊法人7団体、会社法人15団体となっており、前回の県出資団体等調査特別委員会が調査を行った平成17年度に比し、統廃合等により5団体減少している状況である。

また、業務部門別では、農林水産関係が11団体と最も多く、次いで商工関係10団体、運輸・道路関係及び教育・文化関係が7団体、地域・都市開発関係が6団体であり、全体の約75%となっている。

※平成22年4月から社団法人茨城原子力協議会への県職員派遣を廃止したため、報告時点現在の指導対象団体数は54団体。

[年度別指導対象法人数の推移]

区 分	公益法人		特殊法人	会社法人	計
	財団法人	社団法人			
平成8年7月1日現在	35	5	7	16	63
平成9年7月1日現在	34	5	7	16	62
平成10年7月1日現在	34	5	7	17	63
平成11年7月1日現在	35	13	7	19	74
平成12年7月1日現在	33	13	7	19	72
平成13年7月1日現在	32	11	7	19	69
平成14年7月1日現在	32	11	7	19	69
平成15年7月1日現在	32	8	7	18	65
平成16年7月1日現在	30	8	7	17	62
平成17年7月1日現在	29	7	7	17	60
平成18年7月1日現在	28	7	7	17	59
平成19年7月1日現在	28	6	7	16	57
平成20年7月1日現在	28	5	7	16	56
平成21年7月1日現在	28	5	7	15	55

(注)平成11年7月1現在の社団法人数が前年7月1日現在に比べ8団体増加しているのは、平成11年4月に「出資法人等指導監督基準」を改正し、財政的・人的支援を継続的に行っている法人(8団体)についても、「援助法人」として指導監督の対象としたことによるものである。

[業務部門別・設立団体数]

業務部門・設立年度	S35年 以前	S36年度 ～45年度	S46年度 ～55年度	S56年度 ～H2年度	H 3年度 ～12年度	H13年度 ～	合計
地域・都市開発関係	1	1	2	2	—	—	6
住宅・都市サービス関係	—	1	1	—	—	—	2
観光・レジャー関係	—	—	—	1	—	—	1
農林水産関係	1	3	2	1	4	—	11
商工関係	1	1	3	4	1	—	10
社会福祉・保健医療関係	—	1	—	1	1	—	3
生活衛生関係	—	—	—	1	—	—	1
運輸・道路関係	1	3	1	—	1	1	7
教育・文化関係	—	3	1	2	1	—	7
公害・自然環境保全関係	—	—	—	—	2	—	2
その他	2	—	1	1	1	—	5
合計	6	13	11	13	11	1	55

② 経営状況

平成 20 年度決算において、当期損益が黒字の団体は 35 団体、赤字の団体は 20 団体あり、累積損益が赤字となっている団体は 13 団体である。

また、「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例」に基づき、平成 20 年度に行われた経営評価の結果では、概ね良好とされた団体が 15 団体あるものの、25 団体が改善の余地がある、10 団体が改善措置が必要とされ、5 団体は緊急の改善措置が必要とされている。

[平成 20 年度決算状況]

(単位：団体)

区 分		当期損益			累積損益		
		黒字	赤字	計	黒字	赤字	計
平成 16 年度 末 (A)	公益を目的とする法人	27	16	43	40	3	43
	営利を目的とする法人	14	3	17	10	7	17
	計	41	19	60	50	10	60
平成 20 年度 末 (B)	公益を目的とする法人	26	14	40	36	4	40
	営利を目的とする法人	9	6	15	6	9	15
	計	35	20	55	42	13	55
増 減 (B)-(A)		△ 6	1	△ 5	△ 8	3	△ 5

[平成 20 年度経営評価結果]

(単位：団体)

区分	評価結果				計	
	概ね良好	改善の余地あり	改善措置が必要	緊急改善措置が必要		
平成 17 年度 (A)	公益を目的とする法人	15	24		4	43
	営利を目的とする法人	4	10		3	17
	計	19	34	0	7	60
平成 20 年度 (B)	公益を目的とする法人	9	18	9	4	40
	営利を目的とする法人	6	7	1	1	15
	計	15	25	10	5	55
増減 (A)-(B)	公益を目的とする法人	△ 6	△ 6	9	0	△ 3
	営利を目的とする法人	2	△ 3	1	△ 2	△ 2
	計	△ 4	△ 9	10	△ 2	△ 5

※ 緊急の改善措置が必要とされた団体

(財)茨城県開発公社、鹿島都市開発(株)、(財)茨城県勤労者余暇活用事業団、茨城県土地開発公社、茨城県住宅供給公社

③ 県関与の状況等

ア 人的関与の状況

平成 21 年 7 月 1 日現在の団体役員総数 868 人のうち常勤は 110 人であるが、この中には、県派遣職員 9 人、元県職員 50 人が含まれる。また、代表者が知事である団体は 2 団体、副知事である団体は 9 団体となっている。

また、団体の常勤職員は総数で 2,130 人であり、このうち県派遣職員 252 人、元県職員 15 人となっている。

なお、平成 17 年 7 月 1 日時点と比較し、常勤役員では、県派遣職員が 1 人増加しているものの、元県職員は 16 人減少しており、常勤職員では、県派遣職員が 115 人減少、元県職員が 3 人減少しており、合計で 118 人の減少となっている。

[団体の役員数（平成 21 年 7 月 1 日現在）]

(単位：人)

区 分	総数	常 勤						非 常 勤					
		県派遣職員	元県職員	小計	プロパー職員	その他	計	県職員兼職	元県職員	小計	その他	計	
平成17年 7月1日 現在 (A)	公益を目的とする法人	732	4	47	51	4	10	65	84	10	94	573	667
	営利を目的とする法人	276	4	19	23	5	32	60	31	1	32	184	216
	計	1,008	8	66	74	9	42	125	115	11	126	757	883
平成21年 7月1日 現在 (B)	公益を目的とする法人	627	8	35	43	7	8	58	62	24	86	483	569
	営利を目的とする法人	241	1	15	16	13	23	52	26	0	26	163	189
	計	868	9	50	59	20	31	110	88	24	112	646	758
増 減 (B)-(A)	△ 140	1	△ 16	△ 15	11	△ 11	△ 15	△ 27	13	△ 14	△ 111	△ 125	

(注) 「その他」は市町村・企業等からの派遣職員など

[団体の常勤職員数（平成 21 年 7 月 1 日現在）]

(単位：人)

区 分	総 数	内 訳					
		県派遣職員	元県職員	小計	プロパー職員	その他	
平成17年 7月1日 現在 (A)	公益を目的とする法人	1,485	351	17	368	1,062	55
	営利を目的とする法人	916	16	1	17	837	62
	計	2,401	367	18	385	1,899	117
平成21年 7月1日 現在 (B)	公益を目的とする法人	1,192	239	15	254	897	41
	営利を目的とする法人	938	13	0	13	841	84
	計	2,130	252	15	267	1,738	125
増 減 (B)-(A)	△ 271	△ 115	△ 3	△ 118	△ 161	8	

(注) 「その他」は、市町村・企業等からの派遣職員など

イ 財政的関与の状況

平成 20 年度末時点における、県の出資団体に対する出資額は 256 億円である。また、平成 20 年度に県が補助金などで関与したものは、公益法人で 62 団体 953 億円、会社法法人で 15 団体 23 億円、合計で 77 団体 976 億円となっている。

さらに、平成 20 年度末時点で県の損失補償等（損失補償及び債務保証）限度額は、10 団体に対し 3,044 億円となっている。

なお、平成16年度末時点との対比では、出資団体が3団体減少、県の出資額で9億円減少しており、損失補償等限度額は1,958億円減少している。また、財政関与状況では、合計額で511億円増加している。ただし、平成18年度から開始した住宅供給公社、土地開発公社対策分を除くと、192億円減少している。

[出資状況 (平成20年度末現在)] (金額単位：百万円)

区 分		団体数	出資総額	県出資額	県の出資比率
平成16年度末 (A)	公益を目的とする法人	36	48,883	19,681	40.3%
	営利を目的とする法人	17	22,797	6,811	29.9%
	計	53	71,680	26,492	37.0%
平成20年度末 (B)	公益を目的とする法人	35	51,562	18,750	36.4%
	営利を目的とする法人	15	22,739	6,805	29.9%
	計	50	74,301	25,555	34.4%
増 減 (B)-(A)	公益を目的とする法人	△ 1	2,679	△ 931	1.4%
	営利を目的とする法人	△ 2	△ 58	△ 6	1.5%
	計	△ 3	2,621	△ 937	1.6%

※団体数には、県が出資していない社団法人を含まない。

[県費措置状況 (平成20年度)] (金額単位：百万円)

区 分		公益法人		会社法法人		計	
		団体数	金 額	団体数	金 額	団体数	金 額
平成16年度 (A)	補助金	30	5,083	3	10	33	5,093
	委託料	31	24,202	12	2,594	43	26,796
	貸付金	7	13,350	2	1,300	9	14,650
	計	68	42,635	17	3,904	85	46,539
平成20年度 (B)	補助金	25	9,286	2	8	27	9,294
	(内公社対策)	(2)	(7,359)			(2)	(7,359)
	委託料	28	15,739	12	1,663	40	17,402
	貸付金	9	70,320	1	600	10	70,920
	(内公社対策)	(2)	(62,933)			(2)	(62,933)
計	62	95,345	15	2,271	77	97,616	
増 減 (B)-(A)	補助金	△ 5	4,203	△ 1	△ 2	△ 6	4,201
	(内公社対策)	(2)	(7,359)			(2)	(7,359)
	委託料	△ 3	△ 8,463	0	△ 931	△ 3	△ 9,394
	貸付金	2	56,970	△ 1	△ 700	1	56,270
	(内公社対策)	(2)	(62,933)			(2)	(62,933)
計	△ 6	52,710	△ 2	△ 1,633	△ 8	51,077	
	(内公社対策)	(2)	(70,292)			(2)	(70,292)

(注) 団体数の計は、県費措置状況の区分毎の団体数の合計であり延べ数である。

[損失補償等限度額の状況(平成20年度末現在)] (金額単位:百万円)

区 分	公益法人		会社法法人		計	
	団体数	金 額	団体数	金 額	団体数	金 額
平成16年度末(A)	9	500,140	0	0	9	500,140
平成20年度末(B)	10	304,393	0		10	304,393
増 減 (B) - (A)	1	△ 195,747	0	0	1	△ 195,747

※損失補償等とは、損失補償及び債務保証である。

④ 県による指導監督の状況

ア 条例に基づく指導監督

「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例」(平成15年制定)に基づき、出資法人等の組織や財務運営、情報公開の推進等に関し、必要に応じて助言等を行うほか、毎会計年度終了後に事業の実施状況、経営状況等に関して法人自ら評価を行い、その結果を報告するよう求めている。

また、公益法人制度改革等社会経済情勢の変化に対応するため、平成20年度から、経営評価の区分を従来の3区分から4区分に細分化や評価の視点の見直しを行うとともに、経営評価書の大幅な見直しを行い、評価結果に応じた適切な指導を行っている。

さらに、前回の出資団体等調査特別委員会の提言を受け、改善が必要と判断された法人に対して改革工程表を作成させ、毎年度の目標達成が確実となるよう定期的に取り組実績等を報告するとともに、進行管理上の課題等について、助言、指導を行っている。

イ 出資法人等指導監督基準に基づく指導監督

「出資法人等指導監督基準」(平成11年制定)に基づき、出資法人等の設立の趣旨に沿った適正な運営が確保されるよう、事務事業の管理に関する事、組織人事の管理に関する事、財務管理に関する事等の基本的事項について、事前協議・報告徴収・実地検査による指導監督を実施している。

ウ 総務省通知に基づく運営指導等

「第三セクターに関する指針」(平成11年制定、平成15年改定総務省通知)は、第三セクターを取り巻く社会経済情勢が大きく変化していることなどから、

「政策評価の視点も踏まえ、点検評価の充実、強化を図ること。」「既存団体の見直しを一層積極的に進めること。」等のポイントを踏まえ、出資団体に対し健全な運営が確保されるよう指導を行ってきた。

また、「第三セクター等の改革について」（平成 20 年 6 月総務省通知）に基づき、専門家で構成する「経営検討特別委員会」を平成 20 年 10 月に設置し、経営が著しく悪化する恐れがある開発公社及び住宅供給公社の経営分析や今後のあり方について審議し、経営改革に関する意見書がとりまとめられた。（開発公社：平成 21 年 8 月 21 日、住宅供給公社：平成 21 年 10 月 30 日）

さらに、平成 21 年 6 月の総務省通知「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」において、従来の指針にかわり、新たに「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」が示されたことから、今後、同指針を踏まえた出資団体の抜本的な改革に取り組むこととしている。

(2) 特別会計・企業会計の概要

① 会計数

平成 21 年 4 月 1 日現在における特別会計設置数は 17 会計であり、その内訳は、事業会計 6 会計，貸付金会計 7 会計，整理区分会計 4 会計である。平成 21 年度当初予算額は，2,809 億円である。

また，企業会計設置数は 5 会計であり，平成 21 年度当初予算額は，1,009 億円である。

② 一般会計からの繰入状況

平成 21 年度当初予算における一般会計からの繰入金が多い会計は，公債管理（252 億円），病院事業（44 億円），水道事業（33 億円），港湾事業（30 億円），都市計画事業土地区画整理事業（T X 沿線開発）（25 億円）などである。

③ 県債残高の状況

また，平成 21 年度末（見込み）における県債残高が多い会計は，都市計画事業土地区画整理事業（T X 沿線開発）（1,845 億円，平成 20 年度決算将来負担見込額 840 億円），港湾事業（961 億円，将来負担見込額 631 億円），水道事業（686 億円，将来負担見込額 46 億円），工業用水道事業（705 億円，将来負担見込額—），流域下水道事業（409 億円，将来負担見込額 296 億円）などである。

④ 内部留保資金の状況

さらに，平成 20 年度末（見込み）における繰越金や基金など内部留保資金の多い会計は，公債管理（336 億円），水道事業（162 億円），鹿島臨海都市計画下水道事業（70 億円），工業用水道事業（61 億円），競輪事業（38 億円）などである。

2 県出資団体等の課題

過去3回の県出資団体等調査特別委員会の提言等を受け、策定した改革工程表に則り、取組みを行ってきているが、いまだ次のような課題が残されている。今回の調査特別委員会の調査を踏まえ、整理を行った。

(1) 団体・会計のあり方等

① 団体・会計のあり方

県出資団体を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中で、法人の役割や必要性を改めて問い直し、「廃止」や「統合」「自立化・民営化」も視野に、あり方を抜本的に見直す必要がある。

特に、債務超過に陥り、今後経営改善の見通しが立たない団体については、早期に抜本的な対応策を検討する必要がある。

また、社団法人、財団法人である団体では、平成25年11月までの新公益法人制度への移行に耐えられるだけの、事業の公益性の点検、公益目的事業の割合の引上げなどに取組む必要がある。

特別会計・企業会計においては、設置当初の目的が薄れたり、一般会計での取扱いが可能と判断される特別会計について、廃止も含め、あり方を検討する必要がある。

② 経営改善

累積損失を抱える団体数は、平成19年度決算で12団体と、前回の調査特別委員会時より経営状況が悪化している。これらの団体については、改革工程表に基づき、財務基盤の強化や経営の健全化を図る必要がある。

事務事業の必要性や効率性については、常に再点検するとともに、定員管理の適正化や人件費の縮減など、業務運営の一層の簡素・合理化を図る必要がある。

特別会計・企業会計については、独立採算性の確保の観点から、事業の効率化や経費の徹底した見直し、受益者負担の適正化などを行うことにより、一般会計からの繰入金を抑制する必要がある。

③ 県の関与

県出資団体が自己責任による自律的な経営を推進できるよう，県の人的，財政的関与は，必要最小限にする必要がある。

また，民間と競合する事業については，県が関与すべき範囲を再検証し，関与の必要性が薄れた事業の民営化や譲渡を視野に入れた検討を開始する必要がある。

④ 経営責任

県出資団体は，独立した事業主体として自己責任原則の下，事業運営の責任体制の明確化を図る必要がある。

(2) 精査団体等の課題

① 精査団体の課題

ア 茨城県住宅供給公社

本団体は、平成 17 年度決算で生じた債務超過（461 億円）を平成 18 年度から 10 年間で解消するため、債務超過額の 10 分の 1 相当額を毎年度、県の一般財源から補助を受け、残りの債務超過の額を単年度貸付金により支援されているほか、本団体の人件費や借入金の利息等の運営費等についても、支援を受けている。

しかし、保有土地の処分が計画どおりに進んでいないことから、平成 18 年度決算で 1 億 50 百万円、平成 19 年度決算では 17 億 76 百万円、平成 20 年度には低価法を適用し、土地処分等に伴う損失等も含め約 60 億円の実質損失が発生し、平成 18 年度及び 19 年度分は翌年度の最終補正予算で一括処理し、平成 20 年度分はそのうち 8.6 億円を平成 21 年度最終補正予算で処理したところである。

仮に追加損失に対する県支援を認めない場合には、本団体は年度末に県貸付金を返済するためのオーバーナイト資金を金融機関から調達できなくなり、県は最悪の場合、財政再生団体に転落する恐れが生じる。

現在の改革工程表においては、平成 26 年度を目途に保有資産を処分した上で、自主解散の進めるとしているが、地価下落傾向が続くと予測される中で、さらなる損失の発生は避けたい状況にあることから、県財政への負担を抑制するためには、早期の解散が必須である。

解散に先だっては、サンテヌ土浦の譲渡、プロパー職員の処遇、特定優良賃貸住宅事業の整理などの解決すべき課題がある。※

さらに、解散に当たっては、県が損失補償している 501 億円（平成 20 年度末）の資金をどのように調達するかが最大の課題であり、第三セクター等の抜本的改革を集中的に行うことを目的に時限的に認められた「第三セクター等改革推進債」の活用のは是非について、現世代と将来世代との負担のあり方も含め、スピード感を持って結論を出す必要がある。

※ サンテヌ土浦は平成 21 年 12 月末社会福祉法人筑水会に譲渡、プロパー職員は平成 22 年 3 月末までに全員退職。

イ 財団法人茨城県開発公社

本団体は、土地開発事業として、平成 20 年度末時点で 762.3ha（プロパー分 309.4ha、公共事業受託分 452.9ha）の工業団地造成事業を行っており、県は、本団体の金融機関からの借入れ（平成 20 年度末現在 1,294 億円）に対し損失補償を行っている。

平成 21 年度からの低価法導入に伴い、保有土地等土地開発部門の含み損総額が表面化し、債務超過に陥る見通しとなったことから、平成 21 年度から 10 年間で 211 億円の県費による支援策を決定したところである。

保有土地については、引き続き土地価格の下落が見込まれるが、早期に処分を進め処分計画の着実な達成に努める必要がある。

団体の今後のあり方については、将来的には廃止も視野に入れながら、県の公共団地受託事業を中心とした必要最小限の組織とすることを目指し、福祉施設部門、ビル管理部門の縮小化等により事業を大幅に見直す必要がある。

なお、茨城空港旅客ターミナルビルの運営については、開港当初から就航路線不足による大幅な赤字経営が必至であり、新たな県負担の発生が危ぐされるため、経営のあり方について検討を行う必要がある。

ウ 鹿島都市開発株式会社

本団体は、平成 17 年度決算において減損会計を導入したことにより、約 69 億円の特別損失を計上し、以後、債務超過の状況に陥っている。

改革工程表や経営改善計画に基づく取組みにより、単年度収支については、平成 18 年度以降 3 期連続で黒字となっているが、鹿島セントラルホテル新館の建設に係る県からの無利子貸付金の残高（平成 20 年度末現在約 104 億円）等があるため、引き続き徹底的なコスト削減や収益増加策に取組み、経営の改善を図る必要がある。

県からの貸付金については、平成 23 年度以降の数期間は、民間都市開発推進機構への償還金も合わせ、償還額が 7 億円前後のピークとなる見込みであり、今後の資金収支の支障となる恐れがあることから、県貸付金の償還条件を見直

し、償還額の平準化を県（鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計）に要請する必要がある。

本団体は、鹿島地域の都市づくりの一翼を担い、公共施設の管理運営の受託や、鹿島セントラルビルの運営に当たってきた歴史がある。しかし、設立当初と比べ、鹿島地域の状況も大きく変化していることから、ホテル業等、民間と競合する事業分野に関して、県の関与のあり方を検討していく必要が生じている。

エ 茨城県土地開発公社

本団体は、平成 17 年度決算で生じた債務超過約 97 億円を、平成 18 年度から 10 年間で解消するため、県から補助金と無利子貸付金による支援を受けている。（平成 20 年度末現在金融機関からの借入金残高 209 億円）

保有土地は、ひたちなか地区 34.4ha、土浦市瀧田地区約 1.3ha 及び代替地 18.7ha について、早急な処分を進める必要があるが、世界的な経済悪化により土地需要が低迷し、売却が進まないため、県の長期貸付金の返済が計画どおりに進んでいない。

このような状況の中、本団体の財務状況を明らかにするため、低価法の適用と県の支援を含めた債務超過対策について併せて検討する必要が生じている。

地価下落の現下においては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく用地の先行取得事業の必要性は限られてきており、本団体のあり方について検討を行う必要がある。

オ 財団法人グリーンふるさと振興機構

本団体は、グリーンふるさと圏（5 市 2 町）の振興を目的に事業を行っているが、県出資団体等経営改善専門委員会や先の委員会における提言を踏まえ、改革工程表において平成 22 年度には、法人の存廃を含めた再検討を行うこととしている。

現在、平成 18 年度から平成 22 年度までの中期計画を定めて、組織・事業の大幅な見直しを行い、重点施策を絞り込み集中的に事業を実施しており、その

政策目標については、概ね達成しているが、自立化を目的として着手した収益事業については、黒字化が達成できていないなど、引き続き、事業の再点検を行い、効果的で効率的な事業のあり方について検討する必要がある。また、県、市町、地域づくり団体との役割分担の明確化を図るとともに、県からの人的・財政的支援のあり方について検討していく必要がある。

カ 社会福祉法人茨城県社会福祉事業団

本団体は、指定管理者制度の導入に伴い、県立あすなろの郷、県立こどもの城及び県総合福祉会館の指定管理業務の受託を主な業務としており、全事業費に対する指定管理料の占める割合が91.6%と県出資団体中、最も高くなっている。

指定管理者制度のもとでは、事業の受託は民間事業者との競合が原則であり、団体の経営面での自立化を図る方向での検討が必要である。

経営改善の面では、県立あすなろの郷について、大幅な職員給与の改定により人件費の削減を行い、平成17年度に17億63百万円あった運営に係る県費負担額を平成20年度には10億65百万円まで削減し改善が進められたが、平成18年度に作成した中期経営計画では、平成23年度までに県が政策的に負担することとしている6億円まで削減することを目標としており、さらなる運営経費の削減に努めていく必要がある。

なお、県立あすなろの郷については、建設後35年が経過し施設の老朽化が進んでいる上、施設が分散し非効率であることから、施設の建て替えによる集約化を検討する必要がある。

キ 財団法人茨城県教育財団

本団体は、生涯学習センター、青少年教育施設、県立歴史館の運営及び埋蔵文化財発掘調査事業を行っている。

これまで、指定管理事業における社会教育主事や埋蔵文化財発掘調査事業における文化財保護主事などの専門職を団体独自に多数採用することは困難として、県から多数の職員派遣を受け運営してきたが、出資団体等経営改善専門委

員会や財政再建等調査特別委員会から、県派遣職員の削減や実施事業への民間事業者の活用等について提言を受けている。

提言事項の改善に取り組んだ結果、県派遣職員については、平成 17 年度に比べ平成 21 年度は 54 人の削減が図られたが、依然として 107 人、職員全体の約 74%に当たる割合の県職員の派遣を受けており、さらなる削減が課題である。

また、指定管理業務及び埋蔵文化財発掘調査事業については、指定管理者制度の趣旨や発掘調査事業の性格を踏まえて、どのように民間事業者の活用を図っていくかが課題である。

② 精査会計の課題

ア 鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計

鹿島臨海工業地帯の造成に当たり地域住民から提供を受けた土地を工業団地等に造成し、企業に売却した分譲収入を財源として、工業団地の造成や港湾の整備や都市施設の整備のほか、カシマサッカースタジアムなど鹿島地域のまちづくりを推進してきた。

平成 20 年度は、工業団地への新規立地があったものの、リース契約であったことなどにより、決算において初めて一般会計からの繰入金を計上した。今後、保有土地の早期処分や歳出の抑制に努め、繰入金の解消を図っていく必要がある。

県債残高については、平成 20 年度末で約 111 億円あり、その大部分は、県立カシマサッカースタジアムの改築に係るものであるが、公債費の支出が会計の大きな負担となっていることから、起債額を必要最小限に抑制するとともに、計画的な償還を行うことにより、県債残高の圧縮を図る必要がある。

今後 10 年前後のうちに、本会計の主要事業である奥野谷浜工業団地や北公共ふ頭関連用地の分譲についても概ね完了していくことが予想される。このため、保有土地の管理等のみとなる将来に向けて、同会計の収束を含めた検討を開始する必要がある。

イ 都市計画事業土地区画整理事業特別会計

○ TX沿線開発

県は、鉄道整備と一体的な計画的なまちづくりを推進するため、本会計により沿線地域5地区において土地の先買い事業を行うとともに、うち3地区において土地区画整理事業を進めている。

本事業にかかる県債残高は、TX開業に伴う土地処分の本格化により、平成17年度末の約2,309億円をピークに減少に転じているが、平成20年度決算で2,183億円の残高があり、支払利息だけでも年間約30億円を要している。

また、長期の地価下落の影響などにより収支が悪化しており、平成20年度決算を基に算定した一般会計の将来負担見込額は約840億円と見込まれ、県財政の大きな負担となっている。早期の保有土地処分や事業費の縮減など事業の健全経営に全力で取組み、将来負担額のできる限りの抑制に努めていく必要がある。

さらに、将来負担額を抑制するため、県の財政状況や公社支援の動向等も勘案しながら、一般財源による対策も検討課題である。

○ 阿見吉原地区

県は、首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」）阿見東IC周辺における計画的な市街地整備を図るため、本会計により先買い事業及び土地区画整理事業を進めている。

本事業に係る県債残高は、平成19年度は約162億円であったが、その後大規模アウトレット店舗用地として土地処分をし、繰上償還を行い、平成20年度末残高は約102億円に減少している。しかし、今後、西南地区の整備のため新たな借入れを行う必要があり、既借入れに係る利息も年間約1億円以上となっていることから、県財政への影響が懸念される場所である。

また、長期の地価下落の影響などにより収支が悪化しており、平成20年度決算をもとにした将来負担額は約20億円と見込まれた。しかし、地価のさらなる下落を見込んだ収支見直しの結果、将来負担額は約65億円まで膨らんでいる。保有土地の早期処分がますます求められている。

ウ 病院事業会計

平成 18 年度から地方公営企業法の全部適用を導入し、平成 21 年度までの 4 年間に改革期間として、県立病院改革に取り組み、様々な改革が進められてきた結果、県立 3 病院の経営状況は医業収益などについて改善が図られるとともに、診療体制においても、友部病院における精神科救急への取り組みの開始や中央病院における救急医療への積極的対応など、一定の成果を上げている。

一方で、中央病院における資金収支は、引当金のない退職給与金や建設改良費の負担などにより赤字が続き、引き続き危機的な経営状況となっていることから、3 病院合計の平成 20 年度における一般会計からの繰入金は平成 17 年度とほぼ同額で、一般会計からの繰入金縮減という改革当初の目標については達成できていない。

今後、病院事業会計の健全経営を図るためには、退職給与金や建設改良費の負担のあり方などについて、一般会計からの繰入基準の見直しも含めて検討せざるを得ない状況である。

また、平成 18 年度から 21 年度までの改革期間においては、経営改善の効果を評価する指標を明確にしておらず、改革効果の評価の検証を明確に県民に説明することが困難な状況であることから、今後の改革に取り組むに当たっての経営目標を明確に示す必要がある。

さらに、診療体制においても、中央病院においていまだ産科や小児科入院が再開できていないなど、県民への政策医療の提供の面からも十分とは言えない状況である。

以上のことから、県立病院改革については、改善効果は見られつつも、いまだ目指すべき改革の緒についたばかりの状況である。

③ 準精査団体の課題

ア 財団法人茨城県青少年協会

本団体は、県の指定管理を受け県立青少年会館の管理運営及び運営と一体の青少年育成事業を行うとともに、施設を活用し、青少年や若者の交流の機会を創出する自主事業を行っている。

しかし、事業収入の7割が県委託料、3割弱が青少年会館の利用料であるため、平成26年度以降に指定管理を受けられない場合には、団体の運営が困難となるおそれがある。

このため、県による青少年や若者への支援の総合的かつ一体的な実施とあわせて、他の類似団体との統合・再編を含め団体のあり方を検討する必要がある。

また、事務長が県職員OBであること、青少年会館における平成20年度の青少年等利用率が28.7%と低調であることなどが課題である。

イ 財団法人茨城県環境保全事業団

本団体は、公共処分場「エコフロンティアかさま」における廃棄物処理事業などの業務を行っている。

しかし、廃棄物の減量化やリサイクル技術の進展、急激な景気悪化による企業活動の減速などにより、廃棄物の発生量が大幅に減少したため、当初計画に対して、平成20年度の廃棄物受入量で78.2%、売上高で54.3%の達成率となっており、平成20年度末残高で131億2千万円にのぼる長期借入金の返済が極めて困難な状況である。

県では平成17～21年度に、本団体の運転資金不足分として11～34億円の短期貸付を行ってきたが、その額も毎年度増加し、年度末のオーバーナイト資金の調達が困難となりつつあるため、長期的な資金計画の見直しとともに、エコフロンティアかさまの操業期間や損失補償期間の延長を検討、判断することが緊急の課題となっている。※

※ 損失補償期間の延長については、平成22年第1回定例会で提案され、可決された。

ウ 財団法人茨城県看護教育財団

本団体は、結城市内において看護専門学校を運営し、県西地域の看護師育成に貢献してきたが、前回の調査特別委員会において、入学者の定員割れや県補助金が3千万円を超えているなどの理由から、民間委譲も含めて学校運営のあり方を検討するよう求められた。

その後、学生数の安定確保や運営経費の削減などの改革に取り組んできたが、平成20年度入学者は42名と再び定員割れになり、平成21年度の県補助金額は3,300万円と依然として課題は解決されていない。

今回の調査特別委員会の調査においては、財団による学校運営を改善する方策として、新たに定員の引下げと授業料等の引上げが執行部から提示された。

エ 株式会社いばらき IT 人材開発センター

本団体は、平成3年に（独）情報処理推進機構、県、古河市、地元企業等により設立され、情報技術者の養成・派遣や中小企業の情報化支援、自社ビルのオフィス賃貸事業などの業務を行っている。

しかし、平成20年度末のオフィス入居率は70.2%と目標の80%を達成できず、景気後退の影響により企業からの技術者派遣要請は減少し、解消すべき累積損失は3億3,200万円と逆に増加している。

経営の安定化を図るため、抜本的な財務体質の改善が必要である。

オ 財団法人茨城県農林振興公社

カ 社団法人茨城県穀物改良協会

キ 社団法人園芸いばらき振興協会

この3団体は、先の調査特別委員会において、再編統合を検討すべきとの提言を受けた後、平成21年度に給与事務の一元処理を開始したが、再編・統合にはいまだ至っていない。

農林振興公社が行っている分収造林事業については、他県において木材価格の低迷により多額の債務を県が引き受ける事例が発生しており、再編・統合の妨げとなるおそれがあるため、その解消が課題である。

また、平成 22 年度から、公益法人制度改革への対応として、公益目的事業を担っているのか、再点検する必要がある。

さらに、農林振興公社では、農地保有合理化事業に係る借入金が平成 20 年度実績 6 億 1,450 万円に対して、県の損失補償限度額が 43 億円と過大であること（※1）、理事長が知事の兼職であり、解消が求められること（※2）などが課題である。

※1 損失補償限度額については、その引き下げが平成 22 年第 1 回定例会に提案され、可決された。

※2 平成 22 年 4 月 1 日に知事の理事長職兼職を廃止。

ク 財団法人茨城県建設技術公社

本団体は、建設行政を補完するため、技術職員への研修会の開催や市町村への技術的助言・相談等の実施、電子入札システム等の資金・技術支援などを行うとともに、県や市町村などの公共事業の積算・施工管理業務などを受託している。

しかし、民間企業と競合する調査、設計業務を含む受託事業が、収益の 9 割を占め、そのうちの 6 割以上を県の委託料が占めるという収益構造であることから、調査、設計業務のさらなる縮減と、研修事業など公益事業の拡充に努める必要がある。

人的関与については、平成 21 年度で、常勤役員 3 名全員が県職員 O B であり、職員 94 名のうち 5 名が県派遣となっており、必要最低限まで縮小していく必要がある。

本部と研修庁舎が別になっており、組織の統廃合により経費や人員の効率化を図る余地がある。

公益法人制度改革に伴う移行手続き等を計画的に進める必要がある。

ケ 茨城県道路公社

本団体は、住民の利便性の増進と産業の発展に寄与するため、政府や市中銀行からの借入金、県出資金などを建設資金として短期間で道路を整備し、平成 21 年度現在、水郷有料道路を含む 7 路線の料金収受及び維持管理を行っている。

しかし、今後、新規路線計画はなく、資金の償還が完了している水郷や新大根橋有料道路などの相次ぐ無料化に伴い、平成 22 年度から経営収支が悪化し、平成 25 年度以降、2 億円から最大 10 億円の資金不足が毎年度生じる見通しであることから、料金収入の確保や経費の削減など一層の経営改善に努め、収支の均衡を図るとともに、団体の解散時期を判断する必要性が生じている。

また、県の関与については、平成 20 年度末で、表筑波スカイラインの資金償還を補てんする目的で 9 億 2,400 万円を無利子短期貸し付けしていること、国や金融機関からの長期借入金残高 79 億 3,600 万円に対して債務保証限度額が 180 億円（※1）と過大であること、常勤役員 4 名のうち県職員 OB が 3 名（※2）、職員 12 名のうち県派遣が 2 名となっておりさらなる削減が求められることなどが課題である。

※1 債務保証限度額については、その引き下げが平成 22 年第 1 回定例会に提案され、可決された。

※2 平成 22 年度は、常勤役員 4 名を 2 名に減じた（県職員 OB は 1 名）。

④ 準精査会計の課題

ア 港湾事業特別会計

本会計は、公共事業による岸壁等の基本施設の整備に対応して、港湾機能を効率的に発揮させるため、起債事業により、荷役機械、上屋等の機能施設の整備や、臨海部の土地造成を行っている。

しかし、港湾整備の長期化や景気悪化により、使用料収入や土地売却収入が確保できないため、一般会計繰入金や起債の借換えに依存している。平成 20 年度決算で歳入の 57%（69 億 6 百万円）を県債が、23%（28 億 2 千万円）を一般会計繰入金が占める状況となっている。

平成 20 年度決算に基づく将来負担額は、機能施設整備事業で 337 億円、臨海部土地造成事業で 293 億円、本会計全体で 630 億円の発生が見込まれる。

このため、取扱貨物量の増加対策と保有土地の早期処分が課題となっている。

イ 流域下水道事業特別会計

独立採算による企業的経営を強化するため、平成 21 年度から地方公営企業法財務規定の適用を予定していたが、市町村との協議が整わず見送る結果となっている。このため、市町村と費用負担のあり方などについて合意形成を図る必要がある。

ウ 県立医療大学付属病院特別会計

本会計は、県立医療大学付属病院における医療専門職の養成やリハビリテーション医療の提供及び情報発信などの事業を行っている。

病院建設及び医療機器更新のための起債未償還額は、平成 20 年度末で約 60 億円であり、平成 20 年度会計では、公債費 4 億 4 千万円を除いても、なお約 4 億 6 千万円の収支差が生じ、一般会計繰入金に依存せざるを得ない経営状況である。

県債残高の計画的償還と一般会計繰入金の縮減のため、研修士人数の拡充などによる収入の確保と支出の削減が課題である。